

## 令和2年度「学まち連携大学」促進事業 公募要領

### 1 「学まち連携大学」促進事業の背景・目的

#### (1) 背景

京都市は、38の大学・短期大学（以下「大学」という。）が集積し、人口の約1割に相当する約15万人の学生が学ぶ「大学のまち・学生のまち」である。

大学・学生と地域との連携は、大学の有する研究成果や学生の活力等が地域の課題解決や活性化にいかされるとともに、地域社会との関わりの中で得られる学生の学びと成長の機会の創出につながることから、京都市と（公財）大学コンソーシアム京都の協働で策定した「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画 2019-2023」においても、地域連携に係る取組を促進していくこととしている。

その中で、京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都では、地域連携の取組を、学部・学科の枠を超えて、大学の組織的な取組として定着させ、充実・発展させることを目的に、「学まち連携大学」促進事業」を平成28（2016）年度から実施した。これまで、当該事業の実施により、公募のうえ採択した6大学を4箇年にわたり支援してきた結果（※）、地域で学ぶ学生が増加し、地域に関心を持つ学生が着実に増えてきている。また、継続的に大学の研究成果や学生の活力が地域にいかされ、地域の活性化にもつながっている。さらに、人口減少社会を迎え、将来的な担い手不足が懸念される中、地域の定着にも寄与している。

※ 平成28年度「学まち連携大学」促進事業の採択大学及び取組概要について  
（（公財）大学コンソーシアム京都 HP）

<http://www.consortium.or.jp/project/chiiki/sokushin>

#### (2) 目的

全学的に地域連携に取り組む大学を新たに公募のうえ選定し、地域と連携した教育プログラムの開発及び実施を支援することで、以下の点の実現を目指す。

- ① 特定の学部・分野だけでなく全学的に地域連携に取り組む大学の裾野の拡大
- ② 市内大学のモデルとなる先進的な地域連携の取組の促進
- ③ 卒業後も京都に暮らし、地域企業に就職するなど、京都に関わりを持つ学生の増加

### 2 「学まち連携大学」促進事業の概要

地域と連携した教育プログラムの開発及び実施に取り組む大学を公募のうえ選定し、補助金による支援を行う。

## (1) 支援のスキーム

「スタートアップ型」と「発展型」の2つのタイプを設けて支援を行う。

申請に当たっては2タイプのいずれかを選択すること。

	スタートアップ型	発展型
対象となる大学	(公財) 大学コンソーシアム京都加盟校のうち、平成28年度学まち連携大学促進事業及び文部科学省の地(知)の拠点整備事業(大学COC)、地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)に採択された大学(参加大学を除く)以外の大学・短期大学	(公財) 大学コンソーシアム京都加盟校のうち、平成28年度学まち連携大学促進事業の採択大学等、全学的に地域連携を促進している大学・短期大学
支援対象となる取組	①全学を挙げた体系的なプログラムの開発 ②学内における地域連携を促進するための体制整備 ※ 既存の取組は、充実・発展させるもののみ支援対象。	①全学を挙げた体系的なプログラムの開発 ②他大学との地域連携の取組の協働実施 ※ 先進的かつ新規の取組が支援対象。既存の取組は支援対象外。
補助金(上限) ※	<u>4年間最大(580万円)</u> 1年目: 200万円 2年目: 160万円 3年目: 120万円 4年目: 100万円	<u>4年間最大(880万円)</u> 1年目: 300万円 2年目: 240万円 3年目: 190万円 4年目: 150万円
選定件数	3~4件程度	1~2件程度

※ 2年目(令和3(2021)年度)以降の予算については、京都市会の議決事項であるため、確約されたものではないことに留意すること。

## (2) 支援対象となる取組の詳細

住民組織や市民活動団体、地域企業、経済団体、行政と連携し、京都市内を主なフィールドとした地域課題解決に資する以下ア~ウの取組を実施するものとする。申請にあたっては、スタートアップ型は、以下のア、イを必須とし、発展型はア、ウを必須とする。

行政のみとの連携は対象外とする。また、本事業の中で補助金を充当する取組について、大学地域連携創造・支援事業(学まちコラボ事業)や各区の区民提案型まちづくり支援事業など、京都市及び(公財)大学コンソーシアム京都の補助金や助成金との併給は不可とする。

#### ア 全学を挙げた体系的なプログラムの開発

大学の組織的な取組として、学生の学びの充実や地域の活性化などにつながるもの

例) 学生を対象とした地域連携科目（全学共通の教養科目等）、

卒業生や地域住民等を対象とした履修証明プログラムの開発 等

○ 正課・正課外を問わないが、正課における科目開設は加点要素とする。

○ 申請内容に、学生の定着に資する地域企業（※）や経済団体と連携した取組を含むことを必須とする。

※ 地域企業には、社会福祉法人や特定非営利活動法人等を含む。

#### イ 学内における地域連携を促進するための体制整備

学内の地域連携促進の中核を担う組織や拠点の整備、人材の配置など、その体制整備が全学的な地域連携の促進に寄与するもの

例) 地域連携コーディネーターの設置、地域連携拠点の開設、

自治連合会や経済団体等が参画した協議体の形成 等

#### ウ 他大学との地域連携の取組の協働実施

連携する大学（以下「協力大学」という。）（※）における地域連携の促進につながるもの

例) 協力大学とのイベントの実施、

申請主体となる大学及び協力大学の両方の学生が参加する教育プログラムの開設等

※ 協力大学は、新たに地域連携に取り組む大学・短期大学だけでなく、既に地域連携に取り組んでいる大学・短期大学も対象となる。

### (3) 申請者

ア （公財）大学コンソーシアム京都加盟大学の学長とする。ただし、スタートアップ型については、平成28年度学まち連携大学促進事業採択大学及び文部科学省の地（知）の拠点整備事業（大学COC）、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）（参加大学を除く）以外とする。

イ 申請は、大学を単位とする。それ以外（学部、学科等）の単位で申請することはできない。

ウ 1つの大学が申請できる件数は1件とするが、発展型における協力大学の場合は、スタートアップ型にも申請することを可能とする。

### (4) 選定件数

スタートアップ型は3～4件程度、発展型は1～2件程度とするが、申請の状況等により予算の範囲内において調整を行うことがある。

### (5) 補助期間

ア 最大4年間（予定）。

イ 毎年度、事業報告書及び決算書、翌年度の事業計画書及び予算書の提出を求め、事業の

進捗状況や中間評価（※）の結果によっては、次年度以降の計画の変更、又は補助金の減額・打ち切りを行うことがある。

※ 初年度から2年間の取組について、3年目の前半に外部有識者による中間評価を行う（詳細は下記「(9) 事業の進捗報告等」参照。

## (6) 補助金額

ア 補助金額の上限については、「2(1)支援のスキーム」の補助金（上限）を参照すること。

令和3（2021）年度以降の予算については、京都市会の議決事項であるため、確約されたものではないことに留意すること。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定する。

イ 補助金の対象となる事業期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日まで（ただし、初年度は補助金交付決定の日（令和2（2020）年7月中を予定）から翌年の3月31日まで）とする。

ウ 補助金は、交付決定後、できるだけ速やかに（公財）大学コンソーシアム京都から、採択大学に交付する。

エ 補助金は、採択大学で取り組む地域連携に係る全体の取組の中で、補助金の対象となる申請事業の経費にのみ充てることができる。採択大学においては、申請事業以外にも地域連携の取組を進めること。

## (7) 経費の範囲

### ア 補助対象経費

申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費とする。

経費については、必要に応じて各教員に配分することができる。

なお、発展型においては、申請主体となる大学から、協力大学に対して、分担金や委託費、謝金等で必要となる経費を配分することができる。ただし、申請主体となる大学においては、協力大学の経費の執行状況を適切に管理すること。

#### (ア) 人件費・謝金

##### a 人件費

採択された取組を遂行するに当たり直接従事することとなる、地域と大学をつなぐコーディネーター等の人件費に使用できる。

##### b 謝金

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できる。

#### (イ) 旅費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な国内旅費に使用できる。

※ 旅費は、原則として補助対象経費の総額の10パーセントを超えないこと。特別な事情により10パーセントを超える旅費の支出を希望する場合は、予算書に理由

書（様式自由）を添付すること。

(ウ) 物品費

a 備品購入費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な設備備品の購入や設備備品を設置する際の軽微な据え付けに要する経費に使用できる。なお、設備備品の購入等の際には、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど、特に留意すること。

※ 5万円以上の物品を備品として取り扱うこととし、購入した備品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間、ラベル貼付や台帳の作成を行い、適切に管理すること。

※ 備品購入費は、原則として補助対象経費の総額の10パーセントを超えないこと。特別な事情により10パーセントを超える備品購入費の支出を希望する場合は、予算書に理由書（様式自由）を添付すること。

b 消耗品費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要なソフトウェア、図書・書籍、事務用品等の消耗品の経費に使用できる。なお、学生の教科書など通常学生が負担すべき費用については、補助の対象とはならない。

(エ) その他

a 委託料

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な外部委託に要する経費に使用できる。

※ 委託料は、補助対象経費の総額の50パーセントを超えないこと。

b 印刷製本費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な資料等の印刷、製本に要する経費に使用できる。

c 会議費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に要する経費に使用できる。

d 通信運搬費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な物品の運搬、通信・電話料等に要する経費に使用できる。

e 光熱水費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な電気、ガス及び水道等に要する経費に使用できる。

f その他

採択された取組を遂行するに当たり直接必要なその他経費（物品等の賃借料、土地・建物借上料、施設・設備使用料、学会参加費、広報費、振込手数料等）に使用できる。

## イ 補助対象外経費

建物等施設の建設，不動産取得に関する経費，食費，燃料費，採択された取組の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会，懇親会等経費，採択された取組の遂行中に発生した事故，災害の処理のための経費等）には使用することができない。

## (8) 補助金の執行管理等

経費の執行状況を適切に管理するため，本事業の経理は，大学の他の経理と明確に分け，出納簿，証拠書類を整理するとともに，当該資料については，本事業が完了した翌年から5年間保管しておくこと。

なお，必要に応じて，（公財）大学コンソーシアム京都から，当該資料の提出を求めることがある。

## (9) 事業の進捗報告等

ア 初年度から2年間の取組について，3年目の前半に外部有識者による中間評価を行う。中間評価に基づく意見を踏まえ，以後の事業の改善に努めること。

イ 採択された大学は，京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都の求めに応じ，「大学・地域連携サミット」（※）等において，採択事業の取組状況について報告を行うこと。

※ 市内における大学・学生と地域の連携事例を広く発信するとともに，地域連携活動に関わる大学・学生や地域団体等が交流する機会として開催。

※ 大学・地域連携サミットについて（（公財）大学コンソーシアム京都 HP）

<http://www.consortium.or.jp/project/chiiki/gacchi>

## (10) 事業の継続性

補助期間終了後は自立的に事業を継続できる事業計画とすること。

## 3 審査方法・基準等

### (1) 審査手順

ア 本事業の採択のための審査は，（公財）大学コンソーシアム京都が設置する「学まち連携大学」促進事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

イ 審査は，ヒアリング審査を行い，採択大学を決定する。ヒアリング審査の日程については，別途通知する。

ウ ヒアリング審査では，申請大学による説明，質疑応答の実施を予定しており，申請内容について責任をもって説明できる者が対応すること。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては，ヒアリング審査に代えて，書面審査を行う場合がある。

### (2) 審査項目及び基準

アからオは，スタートアップ型及び発展型共通の審査基準とする。

カからキは，発展型のみの審査基準とする。

ア 地域連携の実績（共通）

- ・ これまでから地域（住民組織や市民活動団体，地域企業，商店街，行政など）と連携した取組を行っており，全学的な地域連携を推進するための土台があるか。

イ 教育プログラムの内容（共通）

- ・ 特定の学部・学科等にとどまらず，大学を挙げた取組となっているか。
- ・ 新たに開発又は充実・発展（※）させる教育プログラムの内容が，学生の学びと成長を促進するとともに，地域の課題解決や活性化等につながるものになっているか。  
※ 発展型は，新たに開発する教育プログラムのみが支援対象。
- ・ 地域企業や経済団体等と連携した取組が充実しているか。
- ・ 取組が妥当かつ具体的なものであり，実現可能性の高いものとなっているか。
- ・ 正課としての取組が含まれているか（※）。  
※ 正課としての取組は必須ではないが，正課における科目が開設される場合は加点する。
- ・ 意欲的かつ実現可能性が高い目標が設定されているか。

ウ 事業の継続性（共通）

- ・ 補助期間終了後も継続的に事業の実施が見込めるものとなっているか。

エ 学内の実施体制（共通）

- ・ 本事業の実現に向けた学内の実施体制が適切なものであるか。

オ 各経費の明細（共通）

- ・ 申請経費の内容は妥当であり，事業計画上必要不可欠なものか。

カ 協働実施（発展型のみ）

- ・ 地域連携に係る取組の協働実施により，協力大学における地域連携を促進するものとなっているか。

キ 地域の実態把握の仕組み（発展型のみ）（※）

- ・ 事業の見直し・改善等につながる，地域ニーズや取組に対する地域の反応を汲み取る仕組みが整備されているか。  
※ 当該項目は必須ではないが，地域の意見を聞き取り，事業の見直し・改善につながる取組がある場合は加点する。

(3) 採択結果の通知等

採択された大学には，学長宛に採択結果を通知する。なお，選定に当たっては，選定委員会の審議を踏まえ，改善等の意見を付すことがある。

## 4 申請方法等

### (1) 申請書類

#### ア スタートアップ型

申請提出書（様式1）、申請書（様式2）、事業計画書（様式3）、予算書（様式4）

#### イ 発展型

申請提出書（様式1）、申請書（様式5）、事業計画書（様式6）、予算書（様式7）

### (2) 提出方法

上記(1)の申請書類を揃えて、令和2（2020）年4月21日（火）～6月12日（金）の期間内に、（公財）大学コンソーシアム京都まで郵送にて提出すること（消印有効）。なお、申請書類の提出部数は、15部とする。

郵送の際には、封筒に「令和2年度「学まち連携大学」促進事業申請書等在中」と朱書きの上、配達が可能である方法（小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにすること。

【提出先】〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る キャンパスプラザ京都内  
（公財）大学コンソーシアム京都 調査・広報事業部

### (3) その他

ア 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差替えや訂正は原則として認めない。

イ 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合、審査対象外とする。

また、虚偽の記載があった場合は、採択後に判明した場合においても、採択が取り消されることがある。

ウ 提出された申請書等は返還しないため、各大学において控えを保管しておくこと。

## 5 その他

(1) 採択大学については、大学名及び事業概要等を（公財）大学コンソーシアム京都のホームページで公表する予定である。

(2) 本事業の背景・目的等を踏まえ、採択された大学は、自ら事業の取組状況、成果等を各大学の Web サイト等を活用し積極的かつ継続的に学内外へ情報発信すること。

(3) 京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都において、事例集やパンフレットの作成等の際し、採択された大学に対しては、協力を求めることがある。なお、作成した事例集等に関する著作権は、京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都に帰属することになる。

## 6 スケジュール

公募期間 令和2（2020）年4月21日（火）～6月12日（金）  
ヒアリング審査 令和2（2020）年6月中下旬～7月上旬のうち平日1日  
採択結果通知 令和2（2020）年7月中

## 7 本事業に対する質問等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本事業に関する説明会等は開催しない。  
質問等がある場合は、以下のとおり問い合わせること。

### (1) 質問期間

令和2（2020）年4月21日（火）～同年5月22日（金）

※ 質問期間厳守。

### (2) 質問方法

様式は自由とし、「8 問合せ先」に電子メールで問い合わせること。

件名は「【〇〇〇（大学名を記入）】「学まち連携大学」促進事業に係る質問等について」とすること。

### (3) 回答日及び回答方法

質問に関しては都度回答する。加えて、広く本事業の方針を共有するため、質問要旨及び回答について、以下のとおり（公財）大学コンソーシアム京都のホームページでまとめて公開する。

質問受付日	公開日
4月21日（火）から5月11日（月）まで	5月18日（月）までに公開
5月12日（火）から5月22日（金）まで	5月29日（金）までに公開

（公開先 URL： <http://www.consortium.or.jp/project/chiiki/sokushin>）

## 8 問合せ先

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る キャンパスプラザ京都内

（公財）大学コンソーシアム京都 調査・広報事業部「学まち連携大学」促進事業担当

電 話：075-353-9130

E-Mail：chiiki-daigaku-ml@consortium.or.jp